

二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託
大師河原水防センター運営等業務委託

プロポーザル実施要領

令和5年12月
川崎市建設緑政局

目次

1	目的	1
2	業務の概要	1
	(1) 件名	1
	(2) 履行期間	1
	(3) 履行場所	1
	(4) 主な業務内容	1
	(5) 事業委託料（参考）	2
3	参加資格	3
4	参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先	3
5	実施手順（概要）	3
6	プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表	4
	(1)公表方法	4
	(2)公表開始日	4
7	参加意向申出書の提出	4
	(1) 提出期間	4
	(2) 配布・提出場所	4
	(3) 提出書類	4
	(4) その他	4
8	質問書の受付・回答	4
	(1) 受付方法	4
	(2) 配布・受付場所	4
	(3) 受付期間	5
	(4) 回答方法	5
9	企画提案書等の提出	5
	(1) 提出期限	5
	(2) 提出場所	5
	(3) 提出書類	5

(4) 留意点	5
10 審査方法.....	5
(1) 選考基準.....	5
(2) 基準点	6
(3) 書類審査.....	6
(4) ヒアリング審査	6
(5) 受託候補者選定結果通知（予定）	7
11 プロポーザル参加資格の喪失.....	7
12 その他留意事項	7
13 業務に関する参考資料.....	7

1 目的

「二ヶ領せせらぎ館」(平成11年3月開設)及び「大師河原水防センター」(平成20年1月開設)は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点です。

また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」を推進する拠点としています。

これらの計画を推進するため、「二ヶ領せせらぎ館」及び「大師河原水防センター」に係る受付・案内業務、多摩川の魅力発信に係る広報業務、環境学習推進業務等を委託します。

この要領は、高い業務意識に加えて、多摩川に関する必要な能力を保有し、豊富な経験を活かせる非営利の事業者(公共的団体)を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 件名

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託

イ 大師河原水防センター運営等業務委託

※ 企画提案、契約は、上記ア、イの委託業務案件ごとに実施し、締結します。

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 履行場所

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託の履行場所

川崎市多摩区宿河原1丁目5番1号 二ヶ領せせらぎ館地内

イ 大師河原水防センター運営等業務委託の履行場所

川崎市川崎区大師河原1丁目1番15号 大師河原水防センター地内

(4) 主な業務内容

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託の主な業務内容

(ア) 施設等の維持及び安全管理業務

施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器(消火器具等)等の点検、自動体外式除細動器(AED)の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等

(イ) 受付及び案内業務

来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等

(ウ) 会議室利用調整業務

施設利用者への案内、会議室の申込受付及び調整等

(エ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の企画展示業務

1階展示スペースを利用した企画展示（参考：1か月ごと）、その他のスペースを利用した多摩川に関する情報展示、水槽での生きもの展示

- (オ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
ホームページの作成と更新、広報誌発行やイベント参加等による多摩川に関する情報発信
- (カ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
教育機関、市民団体等の環境学習への対応及び資料作成
- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
かわさき水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力

イ 大師河原水防センター運営等業務委託の主な業務内容

- (ア) 施設等の維持及び安全管理業務
施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器（消火器具等）の点検及び総合点検、自動体外式除細動器（AED）の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等
- (イ) 受付及び案内業務
来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等
- (ウ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の展示業務
1階河川情報室を利用した多摩川に関する情報展示、クラフト作成コーナーの設置及び展示、水槽での生きもの展示
- (エ) 多摩川の魅力発信等の広報業務
ホームページの作成と更新、広報誌発行やイベント参加等による多摩川に関する情報発信
- (オ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務
教育機関、市民団体等の環境学習への対応及び資料作成
- (カ) 防災意識の啓発及び大師河原河川防災ステーションの訓練利用調整業務
水防を中心とした防災意識の啓発、行政機関等の訓練利用に係る近隣住民や来館者への案内及び注意喚起等
- (キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
だいし水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、それぞれ次の金額を上限とします。なお、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

- ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託
4,999,610円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- イ 大師河原水防センター運営等業務委託
4,999,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 5・6 年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「その他」に登録されていること
- (4) 公共的な活動を行うために設立された特定非営利活動法人等の公共的団体であること
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者であること
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 本庁舎 17 階

電 話 044-200-2268（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内 容	期 間 等
参加意向申出書提出期間	受付期間：令和 5 年 12 月 19 日（火）～令和 5 年 12 月 27 日（水）の午前 9 時～午後 5 時（閉庁日及び正午～午後 1 時を除く。） 郵送の場合：令和 5 年 12 月 27 日（水）必着
提案資格確認結果通知 発送	令和 6 年 1 月 5 日（金）まで
質問の受付及び回答	受付期間：令和 6 年 1 月 9 日（火）～令和 6 年 1 月 16 日（火）午後 5 時まで 回答日：令和 6 年 1 月 23 日（火）予定 ※質問の受付は、電子メールのみとし、質問に対する回答は、全ての参加事業者に対し電子メールで送付します。
企画提案書等提出期限	令和 6 年 1 月 30 日（火）午後 5 時まで 郵送の場合：令和 6 年 1 月 30 日（火）必着
書類審査	令和 6 年 1 月 31 日（水）～令和 6 年 2 月 7 日（水） ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やか

	に通知します。なお、企画提案書提出者が5者以内であった場合、書類審査とヒアリング審査を同日に行います。
ヒアリング審査	令和6年2月15日（木）を予定
受託候補者選定結果の通知	令和6年2月下旬を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課の所管するホームページ及び「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、参加意向申出書（様式2）及び質問書の様式についても併せて掲載します。

(2) 公表開始日

令和5年12月19日（火）

7 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「3参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により各1部を提出してください。

(1) 提出期間

受付期間：令和5年12月19日（火）から令和5年12月27日（水）まで
（郵送の場合は令和5年12月27日（水）までに必着）

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午～午後1時を除く。）

(2) 配布・提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式2）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認した後、提案資格確認結果通知書を送付します。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を令和6年1月5日（金）までに、原則として電子メールにより送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

参加意向申出書を提出した案件について、質問書に質問内容を記載し、「4参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付してください。

(2) 配布・受付場所

4に同じ

(3) 受付期間

令和6年1月9日（火）から令和6年1月16日（火）午後5時まで

(4) 回答方法

参加意向申出書を提出した案件に対する質問の回答は、令和6年1月23日（火）までに、全ての参加事業者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出してください。

(1) 提出期限

令和6年1月30日（火）午後5時まで

（郵送の場合は令和6年1月30日（火）までに必着）

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加資格を有する場合には、令和6年1月5日（金）までに企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付します。

- ア 企画提案書
- イ 団体概要書
- ウ 業務計画書
- エ 提案業務年間計画書
- オ 見積書
- カ 法人の定款、役員名簿（任意帳票）
- キ 団体の活動がわかる実績報告書（任意帳票）

(4) 留意点

- ア 提出書類は、正本1部を製本し、提出してください。
- イ 用紙はA4判横書きとし、**左上1か所**でとじてください。また、企画提案書の表紙を除いて20ページ程度で作成し、ページ番号を下部に記載の上、片面印刷で提出してください。
- ウ 提出された提案書類は返却しません。
- エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。
- オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容の全てが契約に反映されるとは限りません。
- カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 選考基準

- ア 事業目的の理解度
企画提案書全体を通じて、本業務の目的を十分に理解し、意欲的な事業計画になっ

ているか。

イ 事業執行体制の整備

事業を行うのに十分な執行体制が確保されているか。また、業務従事者が十分に機能を発揮できる事業計画になっているか。

ウ 事業の企画・運営力

業務内容について、専門的知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。また、効果的かつ効率的な運営への配慮がなされているか。

エ 関連業務の過去の実施実績

本業務に活用できるような経験を過去の業務において実施しているか。

オ 予算の妥当性

コストは妥当であり、費用対効果がみられる内容か。

カ その他

本業務を実施するに当たり、特にアピールできるその他の内容があるか。

(2) 基準点

総合計点の 60%以上

(3) 書類審査

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。なお、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。ただし、応募した事業者が 5 者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者に対して、審査の日程等を通知します。

(4) ヒアリング審査

受託者を特定するため、必要に応じて提案内容を説明（プレゼンテーション）していただき、その後、質疑応答を行います。

ア 日時（予定）

令和 6 年 2 月 15 日（木）

※ 時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 会場（予定）

本庁舎 17 階 建設緑政局会議室

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書等に基づいて、15 分程度で提案を行っていただきます。その後、15 分程度で質疑応答を行っていただきます。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各参加事業者につき 3 名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

オ 順位の確定方法

合計点を提案業者ごとに集計し、最も高い合計点を獲得した業者を契約先として

選定します。当該集計において、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の（ア）～（ウ）の選考過程により最終順位を確定し、選定業者とする。なお、提案業者が1業者のみの場合については、基準点を満たした場合に選定業者とします。

（ア） 選考基準「事業の企画・運営力」の合計点が最も高い業者

（イ） （ア）に該当する業者が複数ある場合、経費見積額が最も低い業者

（ウ） 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した業者

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和6年2月下旬

11 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、作成を要します。
- (4) 契約保証金
業務受託に係る契約保証金については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号の適用により納付を免除します。

13 業務に関する参考資料

次のURLを参照してください。

- (1) 川崎市新多摩川プラン
(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020806.html>)
- (2) 多摩川流域リバーミュージアム
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00469.html>)
- (3) 多摩川エコミュージアムプラン
(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-1-7-0-0-0-0-0.html>)
- (4) ニヶ領せせらぎ館
(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000115802.html>)
- (5) 大師河原水防センター
(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020773.html>)
- (6) みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)
- (7) 水辺の楽校

(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020703.html>)

(https://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/200301_06/030205/030205_ref5.html)

(8) 多摩川流域懇談会

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00123.html>)